

即ち可なり。

五、實行機關 中心の實行機關として委員制度を設くること。委員の決定方法其他は各事業場の實情に応じて適宜定むれば可なり。

(附記)

一、既存の団体差人は機關との關係

(イ) 事業場内における既存の団体差人は機關に於て、産業報國會と精神、機能と同一とするものなる場合には別に産業報國會を設くるの趣旨に非ず。

(ロ) 事業場内における既存の諸機關例へば工場委員會、共済組合、購買組合、安全委員會、健康保険組合等も亦漸次産業報國會の精神の下に、産業報國會と

有機的聯繫を保つやう努むること。

二、産業報國會と労働組合との關係

産業報國會の既存労働組合に對する態度は左記の如き方針に據る。

(イ) 産業報國會の運動は寧ろ組織なき所に組織を設くることに主力を注ぎ、從て組織運動において既存の労働組合と競争關係に立つか如きことは之を避くること。

(ロ) 事業場内の既存の労働組合に於て産業報國會の精神に則すればは産業報國會と同様に看做す。

(ハ) 産業報國會差人は之に準むる機關の設置のみを理由として労働組合の解散を強ふるか如きことなき